

ID: 106

担当部署: 町民生活課

処分の概要	使用墓地の返還承認		
例規名 根拠条項	大河原町墓地条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和50年条例第14号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用墓地の返還) 第8条 使用者は、使用墓地の全部又は一部が不要になったときは、直ちに町長に届出をなしその場所を原状に復し、本町に返還しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、そのまま返還することができる。この場合、すでに納入した使用料は還付しない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日